アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	281,000	384,000	274,000	378,000	195,000	298,000	188,000	291,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	333	455	324	447	231	353	222	345
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	169,800	232,300	165,600	228,100	117,700	180,200	113,500	176,000
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	1,976	2,703	1,927	2,655	1,370	2,097	1,321	2,048
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,480	2,025	1,445	1,990	1,025	1,575	990	1,535
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	494,000	676,000	482,000	664,000	342,000	524,000	330,000	512,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	189,500	259,300	184,900	254,700	131,400	201,200	126,700	196,500
マリ	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	1,980	2,705	1,930	2,660	1,370	2,100	1,325	2,050
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	479,400	655,900	467,600	644,100	332,400	508,800	320,600	497,100
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	5,020	6,860	4,890	6,740	3,480	5,320	3,350	5,200
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	4,300	5,900	4,200	5,800	3,000	4,600	2,900	4,450
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	7,000	9,570	6,820	9,400	4,850	7,420	4,680	7,250
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,020	1,395	995	1,370	705	1,080	680	1,055
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	582	796	568	782	404	618	389	604
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	163,000	223,000	159,000	219,000	113,000	173,000	109,000	169,000